

無線設備規則の一部を改正する省令案要綱

第一 改正内容

- 一 無線通信規則付録第十八号の表に掲げる周波数の電波を使用する無線局の無線設備の技術的条件を改めること。（第二十四条、第四十条の五、第四十条の七及び第五十八条の二関係）
- 二 その他所要の規定を整備すること。

第二 施行期日

この省令は、公布の日から施行すること。